

令和5年度第13回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年3月27日（水）午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷和雄	8番	内山昌代
2番	松崎博	9番	鈴木透
4番	小林茂	10番	井上昌之
5番	香坂政博	11番	中村隆一
7番	水島寿徳	12番	橘川均

4 欠席委員

3番	西山美佐江	6番	野谷茂
----	-------	----	-----

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮正嗣
副主幹	剣持貴宏
主任主事	木本盛之

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

9番	鈴木透	1番	野谷和雄
----	-----	----	------

8 報告事項

（1）農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

9 議案

第17号 二宮町新規農業者資格認定要綱に基づく農業者資格認定について

第18号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

第19号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について

第20号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

第21号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

第22号 令和7年度税制改正要望について

会議の状況

【議長】

おはようございます。1 か月は早いもので、あっという間に3 月も終わりになってしまいました。今日は議案が多いので早速始めさせていただきたいと思います。

それでは令和5 年度第1 3 回の総会を開催したいと思います。本日の出席委員は1 0 名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2 の議事録署名委員の指名についてです。第1 3 回総会の議事録署名委員につきましては、9 番鈴木委員、1 番野谷副会長にお願いします。

続きまして、日程第3 の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項（1）朗読 —

それでは説明いたします。

農地を転用しようとする際は、農業委員会を経由して、県知事の許可を受ける必要がありますが、市街化区域内の農地を転用する場合は、農業委員会に届け出ることによって許可は不要となっております。その際に、農地の権利移動を伴わない転用が農地法第4 条、権利移動を伴う転用が第5 条による届出となります。

今回は、市街化区域内での第5 条による転用1 件の届出を受理しております。

なお、土地の場所については、関係資料位置図の地図1 をご覧ください。

こちらは二宮駅の南側の位置にある土地で、住宅敷地として転用される目的での手続きとなります。

また、相手方への届出の受理通知書については、2 月2 7 日付で発行しております。

報告事項については、以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。報告事項であることから委員の皆様の了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4 の議事に入ります。議案第1 7 号、二宮町新規農業者資格認定要綱に基づく農業者資格認定について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第1 7 号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

はじめに、No. 1について補足説明いたします。議案第17号関係資料をご覧ください。

1ページが農業者資格認定申請書となっております。

添付書類については、2ページから5ページに営農計画書、6ページに二宮町新規農業者資格認定要綱第4条第1項第2号に規定されている研修の修了証、7ページに念書、8ページに借入予定情報を参考に添付させていただいております。

申請者は、認定農業者のもとで令和4年1月から研修を受けておりましたが、2年間の研修を1月に終えたため、二宮町内で新規就農し、農業経営を行うため、農業者資格認定申請書が提出されました。

新規就農の認定基準につきましては、二宮町新規農業者資格認定要綱第2条において規定されておりますが、申請者は関係資料4ページの修了証のとおり、認定農業者のもとで1年以上研修を受けていたことが確認でき、基準を満たしております。

作付けする品目は、露地野菜を栽培する予定となっております、有機栽培により耕作する計画となっております。耕作を行う農地については、8ページに記載されている農地を利用権設定する予定となっております。

続きまして、No. 2について補足説明いたします。

9ページが農業者資格認定申請書となっております。

添付書類については、10ページから14ページに営農計画書、15ページに二宮町新規農業者資格認定要綱第4条第1項第2号に規定されている研修の修了証、16ページに念書、17ページに借入予定情報を参考に添付させていただいております。

申請者は、認定農業者のもとで令和4年4月から研修を受けておりますが、2年間の研修を3月に終えるため、二宮町内で新規就農し、農業経営を行うため、農業者資格認定申請書が提出されました。

新規就農の認定基準につきましては、二宮町新規農業者資格認定要綱第2条において規定されておりますが、申請者は関係資料15ページの修了証のとおり、認定農業者のもとで1年以上研修を受けていたことが確認でき、基準を満たしております。

作付けする品目は、露地野菜を栽培する予定となっております、有機栽培により耕作する計画となっております。耕作を行う農地については、17ページに記載されている農地を利用権設定する予定となっております。

審査に際しましては、申請者の技術、経営能力等を総合的に勘案して実現性が高いと認められること、就農後における目標の達成に向け、適切な内容であると認められること、受入地域のルールを守り、地域の農業者との調和を図れること、新たに農業を始めるための農地が確保される見込みがあることに適合するか判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

Ｎｏ．１について、資料の１ページと２ページで住所が違っています。１ページのような住所はありませんので、２ページの住所が正しいのではないですか。

【事務局】

失礼いたしました。そのとおりです。資料の修正をお願いいたします。

【議長】

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第１７号、二宮町新規農業者資格認定要綱に基づく農業者資格認定について、「原案のとおり認定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり認定する」とことといたします。

【議長】

続きまして、議案第１８号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議題といたします。

なお、本案件のＮｏ．１０及びＮｏ．１１については、中村委員に係る案件であることから、別々に諮らせていただきます。

事務局、Ｎｏ．１からＮｏ．９について朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第１８号Ｎｏ．１からＮｏ．９朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

一色地区の報告を、Ｎｏ．１からＮｏ．４、及びＮｏ．６からＮｏ．９について、内山委員、お願いします。

【委員】

始めに、Ｎｏ．１からＮｏ．４、及びＮｏ．６について、報告いたします。

３月７日に借受予定者立ち合いのもと、一色地区農業委員及び事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、一色の滑窪・南ノ上・若宮に位置する農用地区域の農地７筆で、面積の合計は４，１０４㎡です。

多少過大な農地面積にも思えますが、借受予定者から営農計画などを聞き取った結果、地権者からトラクターを借りる見込みであることや、借受予定者が高い営農意欲を持って

いることなどから、今後の効率的な農地利用が見込めるため、問題はないと思われます。

続いて、No. 7からNo. 9について、報告いたします。

3月7日に借受予定者立ち合いのもと、一色地区農業委員及び事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、一色の林ノ台に位置する農用地区域の農地3筆で、面積の合計は1,850㎡です。

なお、借受予定者が耕作する農地は、いずれも適切に耕作されており、借受予定者から聞き取った営農計画などからも今後の効率的な農地利用が見込めるため、問題はないと思われます。

以上です。

【議長】

ありがとうございました。続きまして、山西地区の報告を、No. 5及びNo. 6について、中村委員、お願いします。

【委員】

No. 5及びNo. 6について、報告いたします。

3月14日に山西・川勾地区農業委員及び事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、山西の釜野に位置する農業振興地域の農地1筆で、面積は942㎡です。

借受予定地では主に露地野菜を栽培するとのことで、営農計画などを確認した結果、今後の効率的な農地利用が見込めるため、問題はないと思われます。

以上です。

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第18号のNo. 1からNo. 9について、補足説明いたします。

本案件は、中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した賃貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

それでは、議案第18号関係資料をご覧ください。

No. 1からNo. 5は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから25ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。

No. 6については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、26ページから31ページに一括方式による集積計画を添付しております。

また、位置図と公図の写しを32ページから38ページに添付しております。

利用目的としては、露地野菜を作付けする予定となっており、新規申請となっており

ます。

借主は、議案第17号で新規農業者資格の認定を受けた方であり、借入を予定している農地を利用権設定するものとなっております。

続きまして、No. 7及びNo. 8は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、39ページから48ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。

No. 9については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、49ページから54ページに一括方式による集積計画を添付しております。

また、位置図と公図の写しを55ページ及び56ページに添付しております。

利用目的としては、露地野菜を作付けする予定となっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

意見という訳ではありませんが、No. 6の利用権について、借受予定者が議案第17号で新規農業者の認定を受けられていますが、まとめて5反以上借りるという例は初めてではないかと思います。

借受予定者とは私もお話をさせていただきましたが、農地が集約された近接の農地であれば効率的でよいのですが、今回申請された農地は離れた所がありますので、反対している訳ではありませんが少し心配をしています。

もし近くで耕作している委員に相談など何かあれば協力してあげて欲しいと思います。

【委員】

私が耕起も含めて手伝っている状況です。農協さんなどから色々と借入れて、機械が用意できるようになったら自立していくということで、それまではバックアップしたいと思っています。

【委員】

資料だけでは分かりませんでしたが、そういう方が居られるということならよいと思います。

【議長】

そうですね。資料を見ると農業従事者は1名としか記載されていませんので。

【委員】

そのような方が居られれば心強いかと思います。

【委員】

新規農業者の認定を受けられたもう1名の方も、整地や機械作業など、自立できるまでバックアップしたいと思っています。

【事務局】

補足させていただきます。ただいまお話のありましたとおり、借受予定者は積極的にコミュニケーションをとって、委員をはじめ先輩農家の方々のバックアップを受けられるような状況を作っていく予定であると聞いております。

また、農地に関しては、借入面積は5,000㎡ほどですが、耕作は半分ごとにやっていくという話を聞いております。半分を作付けしていたら、残りの半分は休ませたり土作りをしていくということで、一見すると農地は多いですが、耕作するのは半分なので手が回るように考えているとのことでした。

なお、青年等就農計画を立てて、国からも補助金をいただいて営農していく予定となっております。

【議長】

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第18号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画のNo. 1から及びNo. 9について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」といたします。

続きまして、No. 10から及びNo. 11について、議題といたします。

それでは、農業委員会等に関する法律の第31条、議事参与の制限の規定により、中村委員は議事に参与できませんので、審議前に中村委員の退席を求めます。

— 中村委員退席 —

それでは、事務局、No. 10及びNo. 11について朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第18号No. 10及びNo. 11朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

中里地区の報告を、No. 10及びNo. 11について、水島委員、よろしくお願いします。

【委員】

No. 10及びNo. 11について、報告いたします。

3月14日に借受予定者立ち合いのもと、中里地区農業委員及び事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、中里の西坂に位置する農用地区域の農地2筆で、面積の合計は2,949㎡です。

なお、借受予定者が耕作する農地は、いずれも適切に耕作されており、借受予定者から聞き取った営農計画などからも今後の効率的な農地利用が見込めるため、問題はないと思われます。

以上です。

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第18号のNo. 10及びNo. 11について、補足説明いたします。

本案件は、中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した賃貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

それでは、議案第18号関係資料をご覧ください。

No. 10は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、57ページから61ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。

No. 11については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、62ページから67ページに一括方式による集積計画を添付しております。

また、位置図と公図の写しを68ページ及び69ページに添付しております。

利用目的としては、露地野菜を作付けする予定となっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

相続人代表と書いてありますが、今回は更新ということで、前回はどうなっていたのでしょうか。

また、相続人代表ということで手続きができるのでしょうか。

【事務局】

前回の新規の際も相続人代表という形で手続きをしています。

【委員】

相続の協議が整っていないためこのような形になったのかは分かりませんが、手続きとしては大丈夫なののでしょうか。

【事務局】

相続権利者同意書という書類が農業会議に提出されています。

【委員】

相続人全員の同意があれば、このような手続きができるということでしょうか。

【事務局】

昨年も同じ時期にこの利用権設定があり、相続がまとまっていなかったため、1年間の設定をするということでした。しかし今年になっても状況が変わっていないため、1年間の更新をするということになりました。

所有者不明土地の問題にも関係しますが、相続人の2分の1以上の同意があれば、利用権の設定ができるということになっています。

今回は3名の法定相続人がいらっしゃいまして、3名ともに同意をいただいております。

【議長】

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第18号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画のNo. 10及びNo. 11について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」とことといたします。
それでは、中村委員の復席をお願いします。

— 中村委員復席 —

【議長】

中村委員、議案第18号N o. 10及びN o. 11については、「原案のとおり決定する」こととされましたので報告いたします。

続きまして、議案第19号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について議題といたします。

なお、本案件のN o. 1及びN o. 2については、内山委員に係る案件であることから、別々に諮らせていただきます。

それでは、農業委員会等に関する法律の第31条、議事参与の制限の規定により、内山委員は議事に参与できませんので、審議前に内山委員の退席を求めます。

― 内山委員退席 ―

それでは、事務局、N o. 1及びN o. 2について朗読をお願いします。

【事務局】

― 議案第19号N o. 1及びN o. 2朗読 ―

【議長】

ありがとうございました。続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

一色地区の報告を、N o. 1及びN o. 2について、井上委員、お願いします。

【委員】

N o. 1及びN o. 2について、報告いたします。

3月7日に借受予定者立ち合いのもと、一色地区農業委員及び事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、一色の林ノ台に位置する農用地区域の農地2筆で、面積の合計は1,230㎡です。

なお、借受予定者が耕作する農地は、いずれも適切に耕作されており、借受予定者から聞き取った営農計画などからも今後の効率的な農地利用が見込めるため、問題はないと思われます。

以上です。

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第19号のN o. 1及びN o. 2について、補足説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、令和5年4月1日より、市町村が定める農用地利用集積計画と農地中間管理機構が定める農用地利用配分計画が統合し、農用地

利用集積等促進計画に一本化されましたが、地域計画が策定されるまで、もしくは令和7年3月までは経過措置として、議案第18号の農用地利用集積計画も引き続き利用が可能となっています。

つきましては、No. 1及びNo. 2については、一色地区の地域計画が3月中に策定される予定のため、また、No. 3については、農用地利用配分計画が統合されたため、今回、農用地利用集積等促進計画にて、権利設定を審議するものです。

なお、計画は変わりますが、本案件は中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した賃貸借であることから審議内容に変わりはなく、No. 1及びNo. 2については、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するもの、対してNo. 3については、中間管理機構から借主への権利設定を審議するものです。

それでは、議案第19号関係資料をご覧ください。

No. 1は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから4ページに農地中間管理権の設定関係を添付しております。

No. 2については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、5ページから9ページに一括による集積計画を添付しております。

また、位置図を10ページに添付しております。

利用目的としては、借主が過去に利用権を取得し、現在、露地野菜を作付けしている農地の利用権を、新たに5年間更新するものとなっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

農用地利用集積等促進計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、これよりお諮りします。議案第19号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画についてのNo. 1及びNo. 2について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」とことといたします。それでは、内山委員の復席をお願いします。

— 内山委員復席 —

【議長】

内山委員、議案第19号No. 1及びNo. 2については、「原案のとおり決定する」こととされましたので報告いたします。

続きまして、No. 3について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第19号No. 3朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

中里地区の報告を、No. 3について、小林委員、お願いします。

【委員】

No. 3について、報告いたします。

3月14日に借受予定者立ち合いのもと、中里地区農業委員及び事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、中里の代官山に位置する農用地区域の農地1筆で、面積は2,370㎡です。

借受予定地では主に露地野菜を栽培するとのことで、借受予定者から聞き取った営農計画などからも今後の効率的な農地利用が見込めるため、問題はないと思われます。

以上です。

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第19号のNo. 3について、補足説明いたします。

先ほど、内山委員が離席されていましてので、農用地利用集積等促進計画について、繰り返しになりますが説明させていただきます。

農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、令和5年4月1日より、市町村が定める農用地利用集積計画と農地中間管理機構が定める農用地利用配分計画が統合し、農用地利用集積等促進計画に一本化されましたが、地域計画が策定されるまで、もしくは令和7年3月までは経過措置として、議案第18号の農用地利用集積計画も引き続き利用が可能となっています。

つきましては、No. 1及びNo. 2については、一色地区の地域計画が3月中に策定される予定のため、また、No. 3については、農用地利用配分計画が統合されたため、今回、農用地利用集積等促進計画にて、権利設定を審議するものです。

なお、計画は変わりますが、本案件は中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した

賃貸借であることから審議内容に変わりはなく、No. 1 及びNo. 2 については、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するもの、対してNo. 3 については、中間管理機構から借主への権利設定を審議するものです。

それでは、議案第19号関係資料をご覧ください。

No. 3 については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、11ページから15ページに集積計画を添付しております。

また、位置図を16ページに添付しております。

利用目的としては、借主が過去に利用権を取得し、現在、露地野菜を作付けしている農地の利用権を、新たに1年3か月間更新するものとなっております。

農用地利用集積等促進計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、これよりお諮りします。議案第19号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画についてのNo. 3 について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」とこといたします。

続きまして、議案第20号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第20号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

中里地区の報告について、水島委員、お願いします。

【委員】

3月14日に中里地区農業委員及び事務局で、対象農地を確認いたしました。

対象地は、中里の峯山・代官山・貝ヶ窪入・貝ヶ窪に位置する農地で、面積の合計は5,162㎡となっております。

対象地では、果樹や露地野菜などが栽培されており、農地として適切に利用されていま

した。

以上です。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、補足説明いたします。議案第20号関係資料をご覧ください。

対象地は中里の峯山・代官山・貝ヶ窪入・貝ヶ窪の農地6筆となります。委員の現地確認報告でもございましたとおり、当該農地は適切に利用されております。

本案は、相続税の納税猶予の特例を受けている者の申告期限からの営農期間が20年を迎える年に、納税猶予の特例を受けている農地等の確認を農業委員会が行い、利用状況を税務署に回答するものでございます。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

ありがとうございました。質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、これよりお諮りします。議案第20号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり認める」とことといたします。

続きまして、議案第21号、令和6年度最適化活動の目標の設定等について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第21号朗読 —

【議長】

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

補足説明いたします。

令和6年度の事業実施にあたり、令和6年度最適化活動の目標の設定等を作成いたしました。

農業委員会が実施する最適化の推進に係る活動は、農地の集積、遊休農地の解消、新規

参入の促進など多岐にわたります。

このような最適化活動を確実に実施し、透明性を確保するために、毎年度、3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4月末までに公表するとともに、県を通して国へ報告することとされています。

それでは、議案第21号関係資料をご覧ください。

はじめに、1ページのローマ数字Ⅰ、「農業委員会の状況」でございます。

1「農業委員会の現在の体制」については、現行の体制での内訳を示しております。

また、2「農家・農地等の概要」でございますが、農家数、経営体数、農業従事者等は「2020年農林業センサス」を基に、認定農業者数は今年度末の数値、耕地面積は「令和5年度の耕地及び作付面積統計」の数値となっています。

続きまして、2ページのローマ数字のⅡ「最適化活動の目標」でございます。

1「最適化活動の成果目標」については、(1)「農地の集積」の①で現状の実績を記載し、②の「目標」では3年後を目標年度としております。

「今年度の新規集積面積」は、令和5年度の非担い手から担い手への新規集積面積の実績となっております。

(2)「遊休農地の解消」では今年度実施した農地パトロールの結果を基に記載しております。

①「現状及び課題」で令和5年度の実績を記載し、②「目標」のアは令和3年度の実績を基にした数値となっており、イの欄には令和5年度に新規発生した緑区分の解消目標面積を記載しております。

続きまして、3ページの(3)「新規参入の促進」の①「現状及び課題」には直近3年間の実績を記載しており、②「目標」には、直近3年間の権利移動面積の平均の1割を新規参入者への貸付け等について所有者の同意を得た上で公表する農地の面積としています。

続きまして、2「最適化活動の活動目標」でございます。

(1)「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は、ひと月あたり6日を目標としており、この目標日数分の以上の活動記録を提出いただくこととなります。

(2)「活動強化月間の設定目標」は、農地パトロールや農政活動協力金の回収などの活動に合わせて3回の強化月間を設定しております。

(3)「新規参入相談会への参加目標」については、令和5年度と同様に農業支援ワンストップ相談窓口を1回開催することとしており、この相談会へ参加いただくことを目標としております。

本日ご審議いただいた後、この計画を二宮町及び全国農業会議所のホームページ上で公表いたします。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

「農業者数」はどのように数えたのですか。合計が合わないようですが。

【事務局】

農林業センサスのデータを基に記載しております。全体の数字があり、その内の女性の人数と、40代以下の人数を記載しておりますので、合計ではありません。

農林業センサスでは細かい様々なデータがあり、その中から注視する数値を記載する様式になっています。

【委員】

遊休農地の合計が合わないようですが。

【事務局】

緑区分と黄色区分の少数の部分でそれぞれ切り上げが発生しているため、合計すると若干合いません。

【委員】

記載してある数字で計算しなければおかしいのではないのでしょうか。

【事務局】

自動計算しておりますので、細かい数字が合わない部分がございます。

【委員】

耕地面積の田と畑の合計面積も合わないのですが。

【事務局】

失礼しました。直近の「耕地及び作付面積統計」を基にしておりますが、この項目については自動計算ではないので、107と修正をお願いいたします。

【議長】

提出する際には事務局で再検査をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第21号、令和6年度最適化活動の目標の設定等について、「原案のとおり定める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり定める」といたします。

続きまして、議案第22号、令和7年度税制改正要望について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第22号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、補足説明いたします。議案第22号関係資料をご覧ください。

令和7年度税制改正要望につきまして、事前に委員の皆様にご意見を伺った上で、まとめさせていただきました。要望は、「相続税の評価額を売買価格と相応の額に見直すこと」の継続要望となっております。

今後の予定ですが、農業委員会において審議・決定したものを神奈川県農業会議に報告し、神奈川県農業会議は各農業員会の要望を取りまとめ、神奈川県へ要望する流れとなっております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

この要望は数年前から続けております。地価公示や路線価など色々な価格がありますが、ここに書かれているのは、あくまでも調整区域内の農地の価格を下げて欲しいということです。

二宮町でも農地の売買がたまにありますが、金額を聞いてみると相当安価な価格で売買されています。それに対して農地の相続税の評価額は国税庁が倍率方式を取っており、固定資産税の評価額に倍率を掛けた価格が相続財産として見なされていますが、その価格が非常に高いのです。

農地については、無料であげるから引き取って欲しい。相続でもいない、そのような事例が非常に多くなっています。

売買価格が付かないものに対して、相続ならなぜ価格が付くのか。固定資産税の評価は低いが、相続税となると何倍もの額になってしまう。それを何とか是正して、現実近づけて欲しいと毎回要望しています。

なかなか実現はできないと思いますが、このような意見があることを伝えたいと思います。

【議長】

二宮町以外の農業委員会も要望をしているのですか。

【委員】

他の市町村も要望を提出されています。毎回農業会議で取りまとめて、県や国に提出しています。

【議長】

分かりました。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第22号、令和7年度税制改正要望について、「原案のとおり要望する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり要望する」とことといたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時50分閉会